

第 1 4 3 回

群馬県都市計画審議会

議 事 録

開催日時	平成 1 9 年 6 月 2 7 日 午後 1 時 3 0 分 ~
場 所	群馬県庁 7 階 審議会室

第 1 4 3 回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成 1 9 年 6 月 2 7 日 午後 1 時 3 0 分 ~
- 2 場 所 群馬県庁 7 階審議会室
- 3 出席委員 高橋伸二 長谷川浩子 田口佐知雄
中島威夫（代理 深沢正彦） 脇本眞也（代理 明田任功）
大藪穰治（代理 星野朗） 伊藤健一（代理 久保浩昭）
深沢康男（代理 小竹稔） 折田康徳（代理 櫻井忠信）
針ヶ谷照夫（代理 中里重義）
原富夫 腰塚誠 塚越紀一 松本耕司 織田沢俊幸 関口茂樹
宮田和夫 高橋正
- 4 欠席委員 今井貴子 藤生洋子 原田寛明 松浦幸雄
- 5 事務局幹事出席者
（都市計画課）重田課長 宮崎次長 北爪次長
（下水環境課）海老沼課長
（建築住宅課）田部井次長
- 6 補助説明者 高崎市建築指導課
- 7 議案
第 1 号議案 玉村都市計画区域区分（玉村北部工業団地地区）の変更について
第 2 号議案 館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第 3 号議案 安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第 4 号議案 榛名都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 8 議事概要 別紙のとおり

第143回群馬県都市計画審議会 議事概要

(事務局)

大変お待たせいたしました。ただいまから第143回群馬県都市計画審議会を開催いたします。私は群馬県都市計画課長の重田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出欠状況についてご報告いたします。

本日出席をお願いいたしました委員の皆様は22名でございますが、現在17名の方が出席されております。もう1名の方が出席予定となっておりますので、18名の予定となっております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条1項の規定による定足数、2分の1以上ですが、それを充足しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、前回の審議会以降、8名の委員の方に今回異動がありましたので、事務局の方からご報告いたします。

(事務局)

それではご報告をさせていただきます。お手元に1枚紙の資料、群審報第85号、これをお配りしておりますが、それをご覧下さい。今回は8名の委員さんに異動がございました。私の方からご紹介させていただきますので、一言ずつ、ごあいさつをお願いいたします。

まず、群馬県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に定める学識経験を有する委員といたしまして就任されました、田口佐知雄委員でございます。

(田口委員)

田口でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

次に第2条第1項第4号に定める県議会の議員の委員として就任されました、原富夫委員でございます。

(原委員)

原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

同じく塚越紀一委員でございます。

(塚越委員)

はい。塚越でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

同じく松本耕司委員でございます。

(松本委員)

はい。松本です。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

同じく織田沢俊幸委員でございます。

(織田沢委員)

はい。甘楽郡の織田沢と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

同じく関口茂樹委員でございます。

(関口委員)

関口茂樹でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

次に第 2 条第 1 項第 5 号に定める市町村の議会の議長を代表する委員として就任された、宮田和夫委員でございます。

(宮田委員)

宮田和夫でございます。よろしく願いいたします。

(事務局)

同じく高橋正委員でございますが、本日出席予定でございますが、若干遅れているようでございます。以上でございます。

(事務局)

それでは開会に当たりまして、高橋会長からごあいさつをお願いいたします。

(会長)

本日は第 1 4 3 回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方にはお忙しい中をお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

本日の議案はお手元に差し上げております 4 件でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議事録署名人 2 名を指名させて頂きますので、ご了承よろしく願います。

長谷川委員と原田委員、よろしく願いいたします。

なお、今回大幅に委員の皆様方に入れ替わりがございました。特に県議会議員の先生は、腰塚先生を除いて全員新しくなられています。

若干僭越ですが、都市計画法のコメントをちょっとだけさせていただきます。

本審議会は、都市計画法の 7 7 条によって設置が義務づけられた重要な審議会ということでございます。この都市計画法の目的は、都市計画を定めることによって、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進を図ることを目的とするということで、都市計画の基本理念といたしましては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られること、というようなことを基本理念としています。

国、地方公共団体は、この都市の整備、開発、都市計画の適切な遂行を行わなければならないという義務付けが与えられております。なお、この都市計画といえますのは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための、土地利用、都市施設の整備、そして市街地開発事業、こういうものの計画でございます。これらにつきまして、都道府県の諮問に応じ、この法律に基づく審議会の意見を聴いて行うということになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以下座らせて頂いて、議事を進めたいと思います。

(議長)

原田委員さんが欠席ということですね。それでは田口委員さん、議事録署名人ということでもよろしくをお願いします。

(田口委員)

はい。

(議長)

本日の議事案件は、お手元に差し上げております議案書のとおり、「玉村都市計画区域区分の変更について」ほか3件でございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議事の進め方でございますが、本日予定の4議案については、すべて単独上程としたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

議案の説明は幹事からいたしますが、必要に応じて関係市町から補足説明させて頂くこともございますのでご了承をお願いいたします。

次に議案の審議に入ります前に、審議の傍聴を認めるか否かについて、ご検討を願いたいと思います。事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい。本日上程のいずれの議案につきましても、群馬県情報公開条例の関係条文に照らしまして、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたしました。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすること提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

(議長)

ただいま説明のとおり、本日の議案につきましては、いずれも公開にするとの提案でございます。傍聴を認めることについてご意見等がありましたら、お出し頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし。」の声)

(議長)

それでは、特にご意見もないということでございますので、お諮りをいたします。

本日の付議議案につきましては、事務局の提案どおり、公開ということでよろしゅうございましょうか。

(「はい。」の声)

(議長)

ありがとうございます。それでは、本日のいずれも傍聴を認めるということにしたいと思います。事務局において傍聴者を入場させてください。

(事務局)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者は申し込みがございませんで、報道関係者

2名でございます。よろしくお願ひいたします。

(議長)

それでは、傍聴の皆様、傍聴上の注意を申し上げます。先ほど事務局からお配りの傍聴要領をよくお読み頂いて、留意してください。傍聴要領に反する行為をされた場合には退場して頂くこととなります。

報道関係の皆様には、今より写真撮影を許可しますので、お撮り下さい。

第1号議案『玉村都市計画区域区分(玉村北部工業団地地区)の変更について』

(議長)

それではただいまから議案の審議を行います。

第1号議案「玉村都市計画区域区分(玉村北部工業団地地区)の変更について」を上程いたします。

事務局から説明をしてください。

(事務局)

都市計画課次長の宮崎と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは第1号議案「玉村都市計画区域区分(玉村北部工業団地地区)の変更について」、ご説明申し上げます。お手元の議案書は1ページから2ページでございます。A3の議案添付図面は、表紙より3枚目の図-1から図-3になります。

前面にその図-1と同じ総括図を写しておりますので、ご覧頂きたいと思ひます。

玉村町の都市計画図となります。玉村町役場が矢印で指している部分になります。その南側を国道354号線が東西に走っております。また、利根川ですけれども、図面の左側から右下に向かって流れております。北関東自動車道前橋南インターチェンジは、図面の左上になります。既存の工業団地として、東部工業団地が、図の下の青色の部分にあります。

玉村町は昭和44年に全域が都市計画区域に指定されまして、平成3年に区域区分、いわゆる市街化区域と市街化調整区域の線引きがなされております。都市計画区域2,586haのうち、市街化区域は前面に写してあります総括図の着色してある部分、黄色ですとか、青、赤で着色してある部分、312haとなっております。

東毛広域幹線道路をはじめとする都市計画道路等の都市施設についても、昭和62年に当初の都市計画決定がなされたのち、現在までに12路線が都市計画決定され、順次事業化されている状況です。

今回ご審議頂く区域区分の変更ですが、玉村町北部の前橋市との行政界で、前橋市の力丸工業団地に接する玉村町樋越の一部、この赤く囲った部分になりますけれども、この6.4haを市街化区域に編入しまして、市街化区域面積を319haに変更しようとするものでございます。

本地区ですが、北関東自動車道前橋南インターチェンジから1.1kmの距離に位置しております。町の総合計画や平成16年に策定いたしました、玉村都市計画区域マスタープランにおいても、産業集積を図る地区として位置づけられております。

お手元の議案書では、人口フレームのみ記載しておりますが、前面に写したとおり、玉村都市計画区域マスタープランで推計した平成22年を目標年次とする、工業出荷額や商業販売額から、工業地、商業地の面積が合わせて現在の72haから82haとなり、商業地、工業地合わせて約10haの増加が必要としております。

さらに、玉村町町議会におきましても、町の自立に向けた工業振興と雇用創出といった

側面から、この地域や玉村町南部の東部工業団地の拡張によります企業誘致の決議がなされております。

このような状況から、当該地域を隣接する前橋市の力丸工業団地と一体となって産業集積を促進することにより、高速交通網を活用した企業立地需要の高まりに適切に対応することが可能になると考えております。

前面に計画図を写しておりますが、上の部分が前橋都市計画区域の力丸工業団地、下の赤く囲った部分、これが今回編入しようとする玉村北部工業団地でございます。

次に具体の土地利用計画ですが、これが具体の土地利用計画図となりますけれども、民間開発による流通業務施設としての計画的な開発事業が確実となりまして、この開発計画や市街化区域の編入について、農政部局をはじめとする、関係公共団体との調整を了したことから、工業専用地域として今回市街化区域に編入しようとするものです。

なお、この地域は上位計画であります、国土利用計画法に基づく群馬県土地利用基本計画によりますと、都市、農業、森林等の5つの地域区分のうち、都市地域であるとともに農業地域となっております。市街化区域編入に当たっては、この土地利用基本計画の変更も必要となるわけですが、変更案に着きましては、去る2月14日に開催されました群馬県国土利用計画審議会で審議されまして、農業地域の縮小に異存なしとの答申を受けまして、6月14日付けで変更されております。

また、この都市計画案について、公聴会を3月9日に、縦覧を5月29日より6月12日まで2週間ほど行いましたが、口述申出、意見書提出ともありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わらせて頂きます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

それでは第1号議案につきまして、委員の皆様方よりご意見、ご質問をたまわりたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし。」の声)

(議長)

それでは本案につきましては、原案のとおり決定することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の声)

(議長)

それではご異議ないものと認めまして、本案につきましては、原案のとおり決定させて頂きます。ありがとうございました。

第2号議案『館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について』

(議長)

第2号議案を上程いたします。「館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」をお諮りいたしますので、事務局は説明をしてください。

(事務局)

建築住宅課次長の田部井と申します。よろしくお願いたします。

第2号議案、3号議案、4号議案につきましては産業廃棄物処理施設についての議案でございます。産業廃棄物処理施設につきましては、処理するものの種類や処理能力によりまして、建築基準法第51条で建築が制限されております。しかしながら、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に限り、建築できることとなっております。

それでは、第2号議案「館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を説明させていただきます。

本案件は、許可権者であります群馬県が本審議会に付議し、ご審議頂くものでございます。

まず、議案の概要を説明させていただきます。議案書3ページをご覧ください。こちらは本審議会の付議書の写しでございます。続きまして4ページが施設概要となっております。名称が「館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設」でございます。用途地域は市街化調整区域で指定無しでございます。

申請者住所氏名は、邑楽郡千代田町大字赤岩2931番地の1、株式会社緑のリサイクル、代表取締役黒田栄作でございます。

所在地は、邑楽郡千代田町大字赤岩字下申2931-1、敷地面積は1,487.31㎡でございます。主な施設は産業廃棄物処理施設で、木くずの破碎処理でございます。

1日当たりの処理能力が98.4トンでございます。申請部分の延べ面積が702.72㎡となっております。本施設は、処理能力が1日当たり5トンを超える木くずの破碎処理施設でありますことから、建築基準法第51条のその他政令で定める施設に該当しまして、建築基準法第51条ただし書きの許可の手続を行おうとするものでございます。

今回の申請者であります、株式会社緑のリサイクルは、主に一般廃棄物の収集、運搬、及び処理を業務としておりまして、産業廃棄物については、平成17年より木くず5トン以下の処理を行って参りました。

今回の申請内容は、破碎処理能力が5トンを超えて、98.4トンの機械とするための申請でございます。

施設建物は現在のものをそのまま利用いたします。この既存建物は、パチンコ店として建築されたものでございますが、申請者が買い取って、用途変更の手続をして、現在利用しているものでございます。

次に添付図面をご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。なお図-4も同様のものでございます。申請地の位置を示しております。敷地は千代田町の中心部から北東へ約2km離れたところに位置しまして、近くには、鞍掛第二工業団地がございます。申請地は都市計画区域内で市街化調整区域となっており、用途の指定はございません。

次にスクリーン又は図-5をご覧ください。申請地及びその周辺の状況を示したものでございます。赤く示しましたのが申請地で、青線が申請地から300mの区域でございます。この300mの区域につきましては、建築基準法では規定しているものではありませんが、群馬県廃棄物処理施設事前協議等に関する規程におきまして、半径300m以内に居住する者の5分の4以上のものの合意書の取得を求めておりまして、これを申請地周囲の影響範囲と捉えて、その中にこういった施設があるかを示すことで、申請地周囲の状況を理解しやすくするために表示したものでございます。

緑色は工場等の敷地を示しております。申請地から最も近い住宅は、黄色で示してあるとおりで、南に約38mのところでございます。

申請地へは、主要地方道足利・邑楽・行田線又は県道古戸・館林線より町道5号線を経由して搬入いたします。

スクリーン又は図 - 6 をご覧下さい。こちらは敷地の状況を示したものでございます。図面の左側が北東となっております。赤線が今回申請地の境界線でございます。黄色部分が今回申請の対象施設となっております。鉄骨造2階建て、延べ面積702.72㎡となっております。木くずを積載した車両は、まずのトラックスケールで計量を行います。その後、建物内の保管場所に搬入します。

次にスクリーン又は図 - 7 をご覧下さい。こちらは1階の平面図でございまして、色が塗られてあるところが直接の処理施設でございまして、処理作業はすべて屋内で行われます。その他は事務室等の関連施設となっております。

木くずはの保管場所から、フォークリフトでのチェーンコンベアーに載せます。後は自動で処理されます。のベルトコンベアーで運ばれ、の1次破砕機で破砕されます。次にの磁選機、磁石の鉄分の選別機ですけれども、磁選機により、鉄くずを除去し、のメッシュ状のふるい機を通り、ふるいに落ちたものを規格品の木材チップとして、の製品保管場所に集積されます。ふるい機に残ったものは、の2次破砕機で再度破砕され、の磁選機で鉄くずを除去し、再度のふるい機で選別されます。

この工程が繰り返され、木材チップが生産されます。生産されましたものは、製紙の原料、紙の原料として、出荷を行うということでございます。

騒音につきましては、磁選機周辺を防音壁で覆い、騒音の軽減を図っております。また、破砕に伴う粉塵対策としましては、破砕機周辺に集塵機を設置し、粉塵の拡散を防止しております。

次にスクリーン又は図 - 8 をご覧下さい。こちらは2階の平面図でございまして。従業員の休憩室となっております。

スクリーン又は図 - 9 をご覧下さい。こちらがただいまご説明しました図 - 7 の処理工程をフローにしたものでございます。

スクリーン又は図 - 10 をご覧下さい。こちらが処理される工程の写真でございまして。

続きまして、補足説明をさせていただきますと、本計画施設は、群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第9条第1項の規定に基づく事前協議書を環境部局に提出し、騒音、振動、臭気等、主に生活環境の保全上の見地から審査がなされ、平成19年1月24日付けで事前協議が終了しております。

また、本案件につきましては、千代田町長より、騒音及び振動の発生により周辺住民等の生活に支障を及ぼさないように必要な対策を講じることとの意見を頂いておりますが、生活環境影響調査において、大気汚染、騒音、振動の予測及び評価をいたしまして、いずれも規制値をクリアしておりますので、環境保全上の目標を達成できるものと判断しております。

以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で、第2号議案の説明を終わらせて頂きます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、本案に係るご意見、ご質問を委員の皆様よりお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(議長)

どうぞ、関口委員さん。

(関口委員)

ただいまの説明で、法律上は問題がないのかぁという風に聞いておりました。そこで、1番近い、最も近い住宅が38mのところにある。ちなみにそういうご近所の方は今度の計画についてどのような考え方をもっていらっしゃるのか、分かりましたら、お教え下さい。

(事務局)

建築基準法におきましては、国の通達等によりまして、許可において、近隣住民の同意を要件としないようにという通達がありまして、群馬県も同意は特に求めておりません。

ただ、環境部局の方では、距離によりまして、同意を、50m以内は全員の同意とか、先ほど申しましたように300m以内は5分の4以上の同意とかを求めているということでございます。

ですので、今回の件について、建築基準法上では、近隣住民にどういう説明をしたかということは承知していませんが、環境部局の方ではそういったことで同意を取らせて頂いている、ということでございます。

(関口委員)

同意を取ったと言うこと？環境部局の方では？

(事務局)

それがまた複雑になっていまして、場合によっては必要ないようなケースもございますので、既存施設がある場合は、既存施設とその扱うものによって、同意を必要としないような環境部局の規定になっております。

(腰塚委員)

今回のはしてないのか、していなかったのか、していないのなら、していないでいい。

(事務局)

今回のは、同意は求めていないということでございます。

ただ、この施設は、処理能力が低いだけで、以前から木材の破碎をやっておりまして、特に問題があったとは聞いておりません。

(議長)

そうすると、同意を得たか、得ないかという点は。

(事務局)

得ていないということです。

(議長)

それとも確認していないということなのでしょうか。

(事務局)

はい。確認していません。

(議長)

行政としては確認していないということですね。

(事務局)

はい。

(関口委員)

よろしいですか。

いや、分かりました。ただ、平成17年より操業を開始していて、1日当たり5トンの処理能力であったところが、今度はその約20倍の処理能力で操業するわけですね。

そうすると、著しく操業形態が違うのかなぁと思ったんです。法律上どのようなものかということで、周辺住民の同意は、環境部局からすると、どうもお話からすると、必要であった。しかしながら、今度はその事業の継続で容量が増えた、伸びたから、環境部局としては同意を得ていないように聞いている、という説明に聞こえましたが、それでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(関口委員)

まあ、30何mというと、ほんとに近いところで、しかも20倍の事業を、容量をやるということでありまして、その辺はおそらく行政としては、その辺の周辺の住民のお考えを聞いてみるということはどうなんでしょうか。自分がその場に立った場合だったら、私だったら聞いて欲しいと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

(事務局)

ちなみに環境影響評価というのをやっているのですけれども、騒音について測定しておりまして、敷地境界で測定しておりまして、規制値が、この地域は第2種地域になっておりまして、昼間で、昼間というのは午前8時から午後6時まで、昼が55デシベルという規制値で、測定結果が47デシベルから54デシベルで、規制の範囲内ということでございます。振動につきましても、第2種地域で、昼間70デシベル、それに対して測定結果が32デシベルから41デシベルということでございます。それから臭気については、臭気指数21という規制なのですが、臭気の発生はないということで測定されております。

(腰塚委員)

ただそれだって、いままで5トンの処理だから、それだったという。4倍なり、5倍なり、10倍なり、当然それは変わってくるんでしょうから、それは聞いたらいいいんじゃないかっていうことを言っている、そういう質問ですよ。現状がどうのじゃなくて。

(関口委員)

はい。

20倍近い処理をするんだから、だいぶ違うんじゃないのかなっていう風に、私は思ったんです。

従来のもまでもって、従来やってたんだからいいんじゃないかという考えでいいのかどうかということを知りたいんです。

(議長)

今の環境影響評価は、5トンの容量の稼働状況のもとでの評価でいいんですか、それともこの申請を踏まえての、日量90何トンのものを想定して、環境影響評価をしたもので

すか。

(事務局)

はい。

(議長)

まあ、それらを踏まえて環境部局としては、そこまで必要なかったと、そういうことな
んですかね。

(事務局)

はい。98.4トンの予測値でございます。

(議長)

予測値ね。なおですね、都市計画法にも建築基準法にも、法律上、同意を求める条項は
ないんですね。国の通達では同意を求めるなという通達がある。群馬県では、産業廃棄物
処理施設の関係で、事前協議も県の内規でやっているものですから、これ法律に基づくも
のではないんですね。

事前協議で蹴ったところ、裁判で負けて、結局許可せざるを得なくなったということが
最近あるんですね。そういう意味で、法律にない事前協議で、やたらに近隣同意とかって
いうものをやるということは、行政としても違法にあたるということで、かなり慎重にな
っているということも事実なんですね。

しかしながら今のような環境影響評価もして、やっていますよということだろうと思うん
ですよ。

よろしゅうございますか。

(関口委員)

そうですね。受忍できる範囲だということですね。

(高橋議長)

ただ、そういう環境問題は常に敏感に対応してくださいよという趣旨だと思います。

(事務局)

はい。分かりました。

(宮田委員)

よろしいですか。

(議長)

どうぞ。

(宮田委員)

同じく、関連なんですけれども。当初の説明を聞きましたらですね、環境セクションで
半径300m、基本的には5分の4以上の同意うんぬんという説明がございましたよね。
後段の部分では、必ずしも同意は必要でない場合もありますという、こういうご説明なん
ですね。話がちょっとややこしいのですが、その部分は必要である場合と必要でない場合
ってというのは、環境セクションの見解ってというのは何で判断されているのか、まずお聞き

したいということが1つですね。

それから2つ目が、ご説明を伺っていると、まあ都市計画の部分の説明は分かるんですが、環境の部分の情報というのをまったく把握されていないような感触を私自身は受け止めたんですけれども、今言った環境アセスメントといった部分をですね、例えば今回の計画の98トン前提にして評価をしましたよ、しかし導入される機器っていうのがですね、現実に、既に過去に実績の数値でですね、振動がどのくらいになるとか、あるいは騒音がどのくらいのデシベルになるとかという風な部分は、あくまでも想定値ではなくて、たぶん98トンクラスの実績値とかであると思うんですよね。そういう部分も加味をしてちゃんと対応されたのかですね。アセスメントの手法というのが機器によって違うわけですよ。同じ98トンでも、従来の例えば5トン未満の機械を20個入れてやるんだよという風な場合もあるでしょうし、もっと大型化されて、したがって、規模のアセスメント数値についても変わってきますよという変動予想もあるよと。こういう風な話になりますと、アセスメントの実施の前提条件っていうのをどういう形で算定されたのかというのを把握されていれば教えて頂ければと思います。2点ほどお願いします。

(事務局)

その、同意の件なのですが、同意を必要とする場合と必要としない場合のですね、それが環境部局の判断の部分もありますので、一概には言えないのですね。既存の施設がある場合とかは、同意を必要としないとか、いろいろ複雑になっておりました。

(宮田委員)

よろしいですか。ですから、そういう事実も含めてご説明して頂ければ、我々も1回で理解できるのですが、その判断の部分というのはここでは承知されてませんと、そういう前提で議案を提案されても、なかなか理解しにくい部分があります。

(事務局)

ただ、その、環境に関しては、環境部局で審議されてまして、建築基準法の方は都市計画画上支障があるかないかというあたりを審議するというところでございます。

(事務局)

ちょっと、補足させて頂いていいですか。環境影響評価のやり方なんですけども、一般的には、この機械は知らないんですけれども、発生源のところにはカタログ値としてどの位の発生源で音がするかということは、エネルギー量としてあるわけですね。

それを現場に据えた場合に、距離と遮蔽物とですね、機械的にシミュレーション、計算できるようになっているわけですね。ですから、今回のアセスをどうにやったかというのは、いままでの5トンの機械じゃなくて、98トンの機械が、導入しようとする人が決めた機械が分かればですね、発生源のエネルギー量は決まるので、それから機械的に計算していきますよと、そこで距離が増えれば二乗で減っていくので、ほとんど問題がなくなるんですけど、そういうシミュレーションをして、環境部局では一般的に、受忍の範囲の環境基準をクリアしていますよということで、こちらの方に付議しました。

都市計画の見地からすればですね、そういったものが、交通問題とか道路事情も含めてですね、あらためて見直して頂くという、そういうルールだと思います。

最初の質問の方の、どういう場合に周辺同意を取っているのかというのは、非常に複雑だということなんですけれども、次回までに整理してご報告させて頂きたいと思います。それは環境の問題が起きやすい、新設だとかですね、特に大きな音のするコンクリートの破碎だとか、そういったものにあるのかもしれないんですけど、ものによって、あるいは

新旧によって分かれているのかと思います。

(議長)

そういうことでよろしゅうございますか。

(宮田委員)

はい。分かりました。

(議長)

次回までにその辺のところを分かりやすく説明できるような資料がありましたら、提出して頂きたいと思います。

(事務局)

はい。

(議長)

他にございましょうか。

(「異議なし。」の声)

(議長)

よろしゅうございますか。

原案につきまして決定するということでご異議ないということでよろしゅうございますか。

(「はい。」「異議なし。」の声)

(議長)

それでは、ご異議ないものと認めて本案は原案どおり決定させていただきます。

第3号議案『安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について』

(議長)

それでは第3号議案「安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

はい。それでは第3号議案「安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」をご説明させていただきます。

本案件は、許可権者であります群馬県が本審議会に付議し、ご審議頂くものです。

(関口委員)

ちょっとすみません。声が聞きにくいので、もう少し、最初からすみませんがやってみてください。

(事務局)

大変申し訳ありません。それでは第3号議案『安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について』ご説明させていただきます。

本案件は、許可権者であります群馬県が本審議会に付議し、ご審議頂くものです。

まず、議案の概要を説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。本審議会への付議書の写しでございます。続きまして、6ページが施設概要となっております。

名称が安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設でございます。用途地域は指定無しです。申請者住所氏名、高崎市寺尾町1777番地、大和建设株式会社、代表取締役萩原始、所在地は安中市大谷字新山1233-1ほか9筆でございます。敷地面積が34,555.48㎡でございます。主な施設は産業廃棄物処理施設で、廃プラスチック類及びがれき類の破碎施設でございます。

処理能力ですが、申請部分が廃プラスチック類の破碎で1日当たりの処理能力が12トンでございます。それとがれき類の破碎で1日当たりの処理能力が416トンでございます。

建物としましては、申請部分が2,464.23㎡、それと既に51条の許可を取ってある部分がありまして、51条許可済み部分が、床面積が3,143.84㎡、それと許可対象外部分の床面積が3,022.75㎡となっております。

本施設は処理能力が1日当たり5トンを超える廃プラスチック類及びがれき類の破碎処理施設であり、建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設に該当しますことから、建築基準法第51条ただし書きの許可の手続を行おうとするものでございます。

今回の申請者であります、大和建设株式会社は、産業廃棄物処理業と解体工事業を行っている会社でございます。

産業廃棄物処理業につきましては、昭和58年に許可を受け、中間処理及び最終処分を行っております。今回申請いたします、廃プラスチック類のリサイクル施設は、今まで埋め立て処分のほかに処分の方法がなかった、建築解体等で発生します廃プラスチックや、プラスチック製造工場より発生します不良品等の処分に対応するものでございます。

これらの発生する廃プラスチックに紙くずと木材くず、おが粉でございませぬけども、これを混合して、固形燃料を製造するリサイクル施設でございます。

また、合わせて、がれき類のリサイクル施設を設置することで、廃プラスチック類及びがれき類の最終処分地への埋め立て量の減少化と環境浄化に貢献したいということでございます。

次に添付図面をご説明させていただきます。スクリーン又は図-11をご覧ください。申請地の位置を示しております。敷地は安中市の東部に位置しておりまして、吉井町、高崎市、富岡市の行政境界に隣接しており、県道吉井・安中線に接しております。なお、敷地は都市計画上、区域区分未設定、都市計画区域内に位置し、用途地域の指定はございません。敷地の周囲には民間の産業廃棄物処分場が2ヶ所と高崎市の一般廃棄最終処分場がございます。

スクリーン又は図-12をご覧ください。申請地及びその周辺の状況を示したものでございます。赤く示しましたのが今回の申請地で、水色の線が本申請地境界線から300mの区域でございます。この区域には工場等はございません。申請地から最も近い住宅としましては、黄色で示してあるとおりで、南に約50mのところでございます。

スクリーン又は図-13をご覧ください。こちらは敷地の状況を示したものでございます。図面の上側が北東となっております。赤線が今回申請地の境界線でございます。白抜きの部分の平坦地に施設を計画しまして、緑色斜線で示した部分が山林の傾斜地で、敷地中程の緑色部分は緑地でございます。紺色の着色部分が雨水調整池となっております。黄色に着色した申請建築物が許可申請を今回要する建築物で、水色に着色した、A、B、C、D、

E、F、Gが既存の建築物でございます。

敷地内の雨水は、調整池に集水し、油水分離層で油分を分離し、敷地内の埋設配水管を経て、敷地北側の水路に放流いたします。

車両の出入りは、図の右上の で示しております県道から進入いたします。

次に、スクリーン又は図 - 14 をご覧下さい。

こちらは平面図に使用機器の配置を示したものでございます。オレンジ色に着色した機械が今回新たに設置する予定の自走式の1次破砕機と固定式の2次破砕機です。

図面上、上部に図示してありますが、廃プラスチック類の破砕機で、図面下部が、がれき類の破砕機でございます。

画面上部について、今回受け入れいたしますのは、建築物解体等の発生で不要となりました廃プラスチック類及び紙類です。それを1次破砕機械室の粗選別ヤードで選別しまして、それをストックし、ショベルカーの先端にはさみと呼ばれるアタッチメントを取り付けたもので、1次破砕機に投入します。そして、鉄くずと不要物を選別し、2次破砕機の段階で、紙類を投入し、おが粉と混合し、固形燃料製造機により固形燃料品を製造します。2次破砕機械室には、集塵ダストと脱臭装置を設置いたします。

画面下部のがれき類につきましては、1次破砕、2次破砕を経て、再生砕石となります。また防塵スプレーにより水を噴霧することで、粉塵の拡散を防止いたします。

次にスクリーン又は図 - 15 をご覧下さい。こちらが、図 - 14 の処理工程をフローにしたものでございます。こちら上部が廃プラスチック類の処理フロー図、下部ががれき類の処理フロー図となっております。

次は処理される工程の写真でございます。スクリーン又は図 - 16 をご覧下さい。図 - 16 は廃プラスチック類が固形燃料品に変わるイメージでございます。破砕処理されました廃プラスチックと紙くず、おが粉を50 : 40 : 10の割合で混合しまして、固形燃料を製造します。そうしてできました固形燃料はセメント工場の燃料として使用されるということでございます。

次にスクリーン又は図 - 17 をご覧下さい。図 - 17 は同様がれき類が再生砕石に変わるイメージでございます。ふるい機にかけて規定の寸法になるまで繰り返し破砕を行います。

続きまして、補足説明をさせて頂きますと、本計画施設は群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第9条第1項の規定に基づき、事前協議書を環境部局に提出し、騒音、振動、臭気等、主に生活環境の保全上の見地から審査がなされ、平成19年1月15日付けで事前協議が終了しております。

生活環境影響調査につきましては、大気汚染、騒音、振動の予測及び評価をしておりますが、いずれも規制値をクリアしておりますので、環境保全上の目標を達成できるものと判断されています。特に水を使用する工程はありませんので、雨水、排水について水質が汚濁される恐れもないため、周辺農地に影響はないものと考えられます。

また、本案件につきまして、安中市長より都市計画上支障がない旨の意見を頂いております。

以上のことを踏まえまして、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられますので、本審議会に付議したものでございます。

以上で第3号議案の説明を終わらせて頂きます。ご審議のほどよろしく願います。

(議長)

それでは本案に係るご意見、ご質問を委員の皆様よりお伺いしたいと思います。いかが

でしょうか。

(「異議なし。」の声)

(議長)

異議がないという声がございますが、それでは原案のとおり決定することについて、ご異議がないということによろしゅうございますか。

(「はい。」の声)

(議長)

ありがとうございます。それではご異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたしました。

第4号議案「榛名都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」

(議長)

最後に第4号議案「榛名都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局からの説明を求めます。

(事務局)

続きまして第4号議案「榛名都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」をご説明させていただきます。

本案件は許可権者の特定行政庁であります。高崎市が本審議会に付議し、ご審議頂くものでございますので、詳細の説明につきましては、高崎市の補助説明者からのご説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは議案の概要を説明させていただきます。

議案書7ページをご覧ください。付議書の写しでございます。高崎市からの付議となっております。

続きまして8ページが施設概要となっております。名称が榛名都市計画区域内産業廃棄物処理施設でございます。用途地域は指定なしでございます。申請者は、高崎市宮沢町1630、群馬テクノ有限会社、代表取締役米山稔。所在地は、高崎市宮沢町1630、1631-1、1631-2、敷地面積が2,707.37㎡でございます。主な施設は産業廃棄物処理施設で、処理能力が汚泥の脱水で、1日当たり14.40㎥でございます。申請床面積が168.30㎡となっております。

本施設は処理能力が1日当たり10㎥を超える汚泥の脱水施設であり、建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設に該当しますことから、建築基準法第51条ただし書きの許可の手続を行おうとするものでございます。

施設の概要につきましては、許可権者であります、高崎市の建築指導課高田課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(高崎市)

高崎市建築指導課高田です。よろしくお願いいたします。第4号議案につきまして補助説明をさせていただきます。

申請者の群馬テクノ有限会社は、平成13年から申請地において、食品関連製造工場か

ら排出される有機性汚泥を処理する産業廃棄物処理施設として操業を開始し、現在に至っております。

今回、汚泥のリサイクルを推進するため、また群馬県内には類似施設がなく、県内の排出企業からの汚泥処理の要望が多数あるため、既存施設の処理能力を増強することを計画し、脱水機を1日当たりの処理能力が14.40m³のものに変えるため、許可申請されたものでございます。敷地は、区域区分未設定都市計画区域で、用途地域の指定はございません。

次に添付図面をご説明させていただきます。図-18をご覧ください。申請地の位置を示しております。敷地は高崎市の榛名地区にあり、旧群馬郡榛名町の中心部から東へ約3km離れた位置にあります。

図-19をご覧ください。申請地から300mの状況を示しております。赤色で示したものが今回の申請地で、緑色で示したものが近隣に建設されている工場でございます。敷地の西側、南側、北側は農地となっており、東側は市道を挟んで金属加工工場がございます。

申請地から最も近い住宅といたしまして、黄色で示しております位置で、北側約30mのところがございます。

図-20をご覧ください。こちらは敷地の状況を示したものでございます。

黄色で示したものが今回申請の廃棄物処理施設で、建築物に該当するものでございます。敷地の東側に既設の污水投入口上屋、中央に既設事務所、西側に新しく設置する乾燥機を収納する上屋を計画してございます。

車両の出入りは、敷地東南の で示したところで、幅員4.2mの市道榛名5112号線から行います。

図-21をご覧ください。こちらは平面図で、機械の配置を示したものでございます。

汚泥の処理工程についてご説明申し上げます。

右下の1より原料の汚泥を、2の着水槽に投入いたします。3の沈砂集水槽で砂などの難分離性の夾雑物を除去いたします。4の好気調整槽で空気を送り、濃度を均一化し、pH調整を行い、処理を促進させます。5の酸化槽で通気、エアレーションとかくはんを行います。6のスラッジシステムで圧力を加え、濃い汚泥と水に分解いたします。

7の流量調整槽で空気を加え、さらにきれいな水にいたします。8の沈殿槽で濃い汚泥を沈殿させます。汚泥と分離されたきれいな水は9の処理水槽に進み貯蔵されます。沈殿した汚泥は、10の汚泥槽に進み貯蔵されます。9の処理水槽に貯蔵された水は植物活性剤として、ゴルフ場の芝生の育成材として販売されております。10の汚泥槽に貯蔵された汚泥は、図面中央下11の脱水機で水分80%にしばり、ケーキ化いたします。12の乾燥機で脱水機から出たケーキに微粉炭を混ぜ、顆粒状にして、灯油を熱源に振動乾燥いたします。乾燥されたものは、工業汚泥肥料として販売されております。

図-22をご覧ください。こちらは先ほどご説明いたしました、汚泥の処理工程をフロー図で示したものでございます。

赤の太い矢印で示したものが、汚泥の処理フローとなっております。なお、黒の細い矢印は処理工程上、排水が生じないことを示すものでございます。例えば、11の脱水機で脱水しきれなかった汚泥は4の好気調整槽に、8の沈殿槽で沈殿されなかった汚泥は、汚泥の受入状況により、2の着水槽や4の好気調整槽に戻され、再度処理されます。

図-22をご覧ください。こちらが原料の汚泥、脱水後の脱水ケーキ、乾燥後の製品の写真でございます。製品は工業汚泥肥料として農水省の登録を受けており、園芸用、農作物用として販売されております。図面の説明は以上でございます。

続きまして補足説明をさせていただきます。本計画施設は、群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第9条第1項の規定に基づく、事前協議書を環境・森林局に提出しており、大気汚染、騒音、振動、臭気等の主に生活環境の保全上の見地から審査がされ、平成

18年10月10日付けで設置許可の方向で事前協議が終了しております。設置許可申請につきましては、現在申請準備中でございます。

近隣の同意につきましては、特に法令に定めはございませんが、本件につきましては、今回の申請に当たり、計画敷地境界から50mの範囲にある民家1軒、工場2社から同意を頂いております。周辺の農地の地権者につきましても、平成13年の操業開始時にすべて同意を頂いており、これまで環境面でのトラブル等はなく、また今回の計画についても反対や要望等もございません。排水につきましても、先ほどご説明いたしましたが、処理工程上発生をいたしません。

雨水、排水につきましては、水質が汚濁される恐れも少ないため、周辺環境に与える影響は少ないものと考えられます。

なお、騒音につきましては、環境影響調査の予測測定値が一部規制値を超えたため、新たに酸化槽の北側と乾燥機周辺に遮音壁を設置して周辺環境に配慮いたします。

以上のことも踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

高崎市からの補助説明は以上でございます。

(事務局)

以上で第4号議案の説明を終わらせて頂きます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(議長)

それでは、第4号議案につきましてご意見、ご質問等をお願いいたします。
いかがでしょうか。

(田口委員)

はい。いいですか。

(高橋議長)

田口委員さん。

(田口委員)

最終処分はいずれも植物活性剤とか、工業汚泥ですけれども、14m³ですか。かなり多い量になるけど、こういったかたちで、処分が全部できるのですか。

汚泥肥料ってそんなに使っているのかなあという感じもするんですけどもね。県央処理場なんか盛んにそういった試験もしているようだけれども。その辺はどうなんですか。14m³っていうと減っても、その辺いっぱいになるんじゃないんですか。

(高崎市)

製品の量ですか。

(田口委員)

製品がですね。

(高崎市)

製品になってきたものですか。

(田口委員)

汚泥だとかですね、活性剤っていうんですか、植物活性剤。販売するっていうのが最終処分になってますけれども、要するに販売するっていうことで、そこらに残りませんよということですよ。

(高崎市)

あの、1日の14.4m³というのは最大の処理能力でございますので、それは投入する量、また肥料として利用される量ですかね、その辺である程度調整はできるということでございます。

(田口委員)

確かに、汚泥肥料とかが非常にクローズアップされているのは事実なんですよね。けれどもなかなかそんなには思惑通りにいかないんじゃないのかなぁと私は思うんですけどねえ。普通の有機肥料とはちょっと違うから、そんなに売れるのかなぁって感じがしているので。これが全部販売してそこら辺に残さないと、そういう心配はないんですかね。そういう問いかけですけどね。

(事務局)

そういうところに引き取ってもらって、売れてる実績っていうのはあるんでしょうか。

(高崎市)

平成13年からこの位置で、いままでは10m³以下施設としてですね処理をしております、今回新たに乾燥機とかそういったものを入れたため、1日処理能力が14.4ということになったわけでございますので、平成13年からの実績からしましても、需要はあるのかなという風に推測はしております。

(田口委員)

まあ、申請業者は見込みがありますよということですけどね。実際に果たして売れないとまたごみになるということが問題だと思うんですね。それがどういったかたちになるのかと。

(議長)

課長の方から何か説明はございますか。

(事務局)

汚泥の製品の処分先がご心配というご意見だったんですけども、処理工程が全く公共下水の処理場と同じなんです。そこで発生した汚泥もですね、肥料に還元するような販売をしているんです。ただ売れない場合もあるんですね。何ルートかに分けて処分先は確保しているんですけど、最終的にはセメントの原料として汚泥を入れてセメントができていますね。

だから、どこも処分ができなかったら、セメント工場に持ち込めば、セメントに再生されます。

(田口委員)

肥料でなくね。

(事務局)

はい。最後のこの汚泥は、ここで14m³ぐらいの稼働が始まっても、売れるものは売って、最終的にはそういう安全な処分先はあるんだと思います。

(田口委員)

では、これが、いわゆる産廃の残物として残るということは大丈夫です、ないんですよという、そういうことですか。

(事務局)

そういうことです。

(田口委員)

分かりました。

(高橋議長)

他にご意見、ご質問がありましたら。

(「なし。」の声)

(議長)

それでは、原案のとおり決定することについてご異議がございませんでしょうか。

(「異議なし。」の声)

(議長)

ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり可決をさせていただきました。

(議長)

以上で本日の議案の審議はすべて終了いたしました。傍聴の方は事務局の指示に従って退場して頂きたいと思います。静粛な傍聴にご協力頂きありがとうございます。

(議長)

以上で本日の審議は終了致しました。委員の皆様には、熱心なご審議を頂きまして、誠にありがとうございました。

次回の第144回の審議会は平成19年9月定例県議会終了後の開催を予定しております。なお、開催日は会長に一任して頂き、後日日程を通知させていただきますので、ご了承よろしくお願い申し上げます。

これもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(閉会時刻 14:50)